

(案)

資料13

区域計画の変更の認定申請書

令和8年 月 日

内閣総理大臣 殿

宮城県・熊本県国家戦略特別区域会議

令和7年11月28日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法第9条第1項の規定及び同法附則第3条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

「法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略特区支援利子補給金の支給事業」を1事業追加する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

資料 13 別紙

宮城県・熊本県 国家戦略特別区域 区域計画（変更案）

令和 8 年 2 月 25 日
宮城県・熊本県国家戦略特別区域会議

1 略

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) ~ (2) 略

(3) 名称：国家戦略特区支援利子補給金の支給事業

内容：指定金融機関が行う貸付けに係る利子補給金の支援

(国家戦略特別区域法第 28 条に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給事業)

①~③ 略

④ 半導体関連産業の拠点形成に資する、関連製造事業所の再編・統合等集約及び輸送等効率化推進事業

平田機工株式会社が、半導体関連工場の集積や半導体製造装置の需要の高まりに対応した、半導体関連製造事業所の再編・統合等集約による、半導体製造装置の製造強化や輸送等効率化など、地域の効率的・安定的な半導体供給を図る、半導体関連産業の高度化や活性化、雇用機会の増大等に係る事業（国家戦略特別区域法施行規則第 1 条第 4 号チに該当するもの）を行うことにより、半導体関連産業・先端技術における我が国の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に相当程度寄与する。（熊本県）

以下 略

新旧対照表

宮城県・熊本県 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
<p>1 略</p> <p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(2)略</p> <p>(3) 名称：国家戦略特区支援利子補給金の支給事業 内容：指定金融機関が行う貸付けに係る利子補給金の支援 (国家戦略特別区域法第28条に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給事業)</p> <p>①～③ 略</p> <p>④ <u>半導体関連産業の拠点形成に資する、関連製造事業所の再編・統合等集約及び輸送等効率化推進事業</u> <u>平田機工株式会社が、半導体関連工場の集積や半導体製造装置の需要の高まりに対応した、半導体関連製造事業所の再編・統合等集約による、半導体製造装置の製造強化や輸送等効率化など、地域の効率的・安定的な半導体供給を図る、半導体関連産業の高度化や活性化、雇用機会の増大等に係る事業（国家戦略特別区域法施行規則第1条第4号チに該当するもの）を行うことにより、半導体関連産業・先端技術における我が国の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に相当程度寄与する。（熊本県）</u></p> <p>以下 略</p>	<p>1 略</p> <p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(2)略</p> <p>(3) 名称：国家戦略特区支援利子補給金の支給事業 内容：指定金融機関が行う貸付けに係る利子補給金の支援 (国家戦略特別区域法第28条に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給事業)</p> <p>①～③ 略</p> <p>[加える。]</p> <p>以下 略</p>